障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定事業者等の更新手続

指定障害福祉サービス事業者等は、6 年ごとに指定の更新を受けなければ、指定有効期間満了日をもって指定の効力を失い、介護給付費等の報酬を受けられなくなります。

指定有効期間は、事業所のサービスごとに新規指定日（又は前回更新日）から 6 年間です。指定有効期間を迎える事業所は、下記により指定更新の手続を行ってください。

１．手続の概要

対象種別　三重県知事の指定した以下の事業

・障害福祉サービス、障害者支援施設、一般相談支援

・障害児通所支援、障害児入所施設

注：特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の指定更新手続きは、指定権者である市町村に対して行ってください。

提出要否　指定有効期間の満了を迎える事業所のみ提出が必要

提出期限　指定有効期間満了日の前月 15 日（必着）

例）9 月 30 日が指定有効期間満了日の場合、8 月 15 日が提出期限

提出書類　以下の県ホームページから確認してください。

県 HP「指定申請等の手続」

http://ss230030/SHOHO/HP/59382032664.htm（障害者総合支援法）

http://ss230030/SHOHO/HP/72979032679.htm（児童福祉法）

提出部数　事業所ごとに 2 部

提 出 先　事業所所在地を管轄する県福祉事務所、保健所

注　同一事業所で複数のサービスを実施している場合

指定更新の手続は事業所（同一の事業所番号）ごとに行います。

同一事業所番号で指定日の異なる複数のサービスを実施している場合、指定有効期間満了日が早いサービスにあわせて、他のサービスも含めて一括して指定更新の手続を行うことができます。

例）居宅介護、行動援護、同行援護を同一事業所番号で実施する事業所

下記事例の場合、居宅介護の指定有効期間の平成 27 年 9 月 30 日（書類提出期限 平成 27 年 8 月 15 日）にあわせて、居宅介護、行動援護、同行援護の指定更新申請書類を一括して提出することができます。

居宅介護（H21.10.1 指定）　⇒H27.10.1 指定更新（満了日 H33.9.30）

行動援護（H23.10.1 指定）　⇒H27.10.1 指定更新（満了日 H33.9.30）

同行援護（H24.11.1 指定） ⇒H27.10.1 指定更新（満了日 H33.9.30）

2．指定有効期間の確認方法の例

例① 当初指定時の通知（もしくは前回指定更新時の通知）を確認

例② 県 HP「事業所一覧」を確認

http://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci500006642.htm

例③ 電子請求受付システムの事業所情報参照機能で確認

3．注意事項

（1）指定基準の遵守

指定基準を満たしていない事業所、過去に指定取消処分を受けた事業者等は、指定更新を受けることができません。

指定更新をする際は、必ず現行の指定基準等を確認し、指定基準に定める人員配置等を行ったうえで、指定更新の申請をしてください。

（2）廃止、休止した事業

廃止した事業は、指定更新の手続をすることはできません。

休止中の事業は、指定更新の手続をすることはできません。指定更新を受けるには、人員等の基準を満たし、再開届を提出したうえで、指定更新の手続をしてください。

（3）体制届の提出

介護給付費等算定に係る体制届出書（体制届）は提出不要です。

加算等を変更する場合、変更届及び体制届を指定更新申請書類とは別に提出してください。